

## 東京都受動喫煙防止条例化に関する意見書

東京都は、平成30年第1回定例都議会において、「東京都受動喫煙防止に関する条例」を制定するとしており、本年9月に公表した「東京都受動喫煙防止条例（仮称）の基本的な考え方」では、施設ごとの規制範囲や罰則付きの条例を目指すこと等が示されました。

千代田区では、全国に先駆け、平成14年に生活環境条例を施行し、以降これまでの間、喫煙マナーの幅広い普及・啓発を行うため、様々な取り組みを行ってきました。受動喫煙防止対策は、都民の健康増進の観点はもとより、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会のホストシティの責務としてその対策を一層推進していくべきものであります。

一方で、千代田区内の児童遊園等は順次禁煙化していく計画であり、飲食店やオフィスビル内でも禁煙化が進んでいる現在において、喫煙できる場所がないという課題が顕在化しています。受動喫煙防止対策は様々な分野の経済活動や都民の暮らしに広く影響を及ぼすものであり、多くの関係者の理解と協力があって、はじめて実効性が担保され、効果的な対策となるものと考えます。

加えて、現在、国政において法制化の議論が行われており、規制基準のあり方等を含め、様々な観点から慎重な議論が取り交わされている最中であります。

よって、千代田区議会は、都が受動喫煙対策条例を制定するにあたっては、一律的、強制的なものではなく、東京の実態に即した、多くの都民の理解と共感を得られる受動喫煙防止条例となるよう、下記事項を要望するものであります。

### 記

- 1 東京都は、各区と十分協議すること。
- 2 都が実施してきた、分煙補助事業、店頭表示等との整合性や、それらの諸対策を着実に実行してきた各種業界や都民等の意見も十分踏まえて慎重な検討を行うこと。
- 3 東京都受動喫煙防止条例（案）については、国の動向を踏まえたうえで検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年12月11日

千代田区議会議長 松本佳子

東京都知事 小池百合子 殿